

盛岡広域振興局長告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成24年12月7日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372101758	株式会社航和	訪問介護事業所ひまわり	岩手郡雫石町上町東11番地5	平成24年12月1日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372101766	株式会社航和	リハビリ型デイサービスセンターささこつ	岩手郡雫石町柿木5番地4	平成24年12月1日